



関東運輸局プレスリリース

令和7年9月26日

東日本旅客鉄道株式会社の旅客運賃の
上限変更（計算方法及び適用方法の変更）認可について

東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」）より、令和7年8月1日付けで申請のあった鉄道事業の旅客運賃上限変更については、本日（令和7年9月26日）付けで認可いたしました。

また、当該申請事案について、広く利用者からご意見を聴くためにパブリックコメントを実施し、お寄せいただいたご意見に対する回答を電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（結果公示案件一覧）」欄に掲載いたしました。

1. 申請日 令和7年8月1日

2. 申請者

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

代表取締役社長 喜勢 陽一

3. 変更しようとする旅客運賃を適用する路線

JR 東日本管内全線

4. 申請内容等について

（1）申請の概要

令和7年8月1日付けで JR 東日本の旅客運賃の上限変更が認可となったことに伴い、東海旅客鉄道株式会社の東海道新幹線と JR 東日本の東海道本線東京～熱海間の運賃計算が別の取扱いとなることから、これに係る普通旅客運賃の計算方法及び適用方法を変更するための認可申請となります。

（2）申請の内容

別紙のとおり

5. 実施予定時期：令和8年3月

【問い合わせ先】 関東運輸局鉄道部監理課

担当 犬伏・佐川・姫野

電話 045-211-7239 FAX 045-212-2011

【配布先】

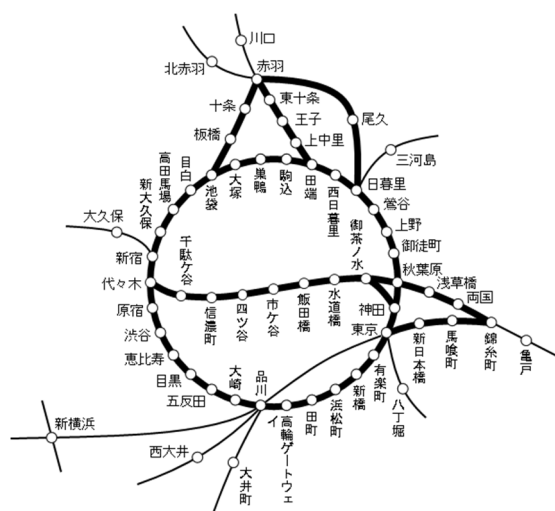
神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ

変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

I 当社線内のみを利用する場合

1 特定区間における営業キロ等の計算方

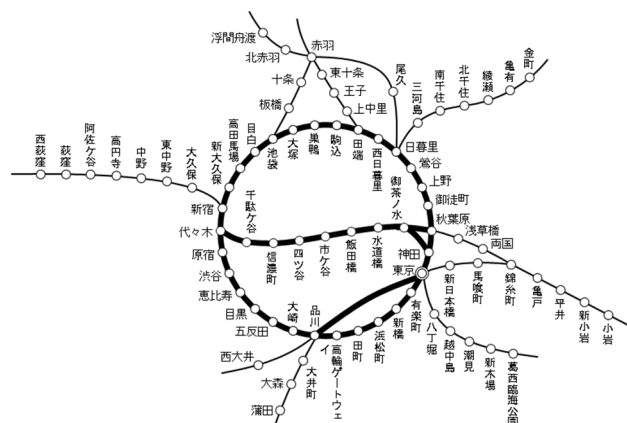
次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。



(注) 東海道新幹線中東京・品川間は太線区間に含めない。

2 東京都区内にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方

次の図に掲げる東京都区内にある駅と、東京駅からの営業キロが 200km を超える鉄道区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、東京駅を起点又は終点とした営業キロ等によって計算する。



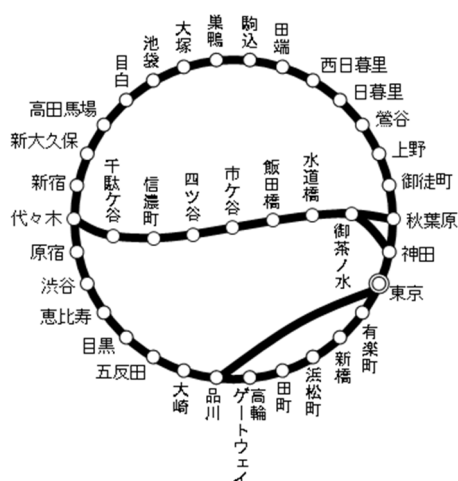
(注) 旅客運賃計算経路に東海道本線（新幹線）品川・新横浜間を含むときは、東京都区
内にある駅と新横浜以遠（小田原、菊名又は小机方面）の各駅との相互間の普通旅客
運賃は、東海道本線（新幹線）東京・品川間を経由するものとして計算する。

(注) 東京都区内にある駅と川崎以遠(鶴見又は尻手方面)、武蔵小杉以遠(新川崎、武

蔵中原又は向河原方面)、吉祥寺以遠(三鷹方面)、戸田公園以遠(戸田方面)、川口以遠(西川口方面)、松戸以遠(北松戸方面)、市川以遠(本八幡方面)又は舞浜以遠(新浦安方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道本線(新幹線)以外の線区を経由するものとして計算する。

3 山手線内等にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方

次の図に掲げる山手線内にある駅と、東京駅からの営業キロが100kmを超え、200km以下の区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、東京駅を基点又は終点とした営業キロ等によって計算する。



(注) 旅客運賃計算経路に東海道本線(新幹線)品川・新横浜間を含むときは、東京山手線内にある駅と新横浜以遠(小田原、菊名又は小机方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道新幹線東京・品川間を経由するものとして計算する。

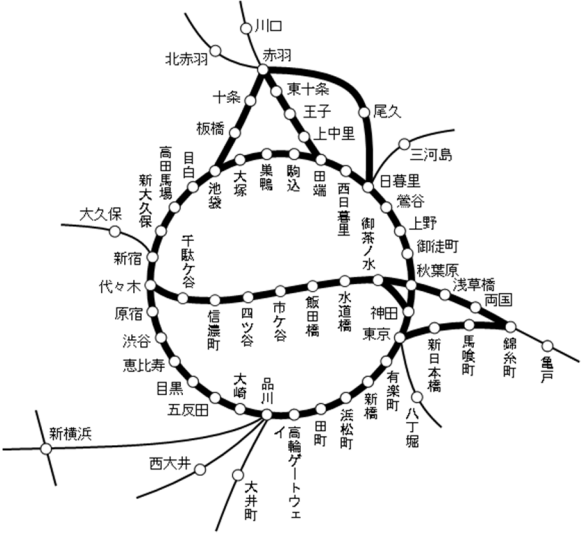
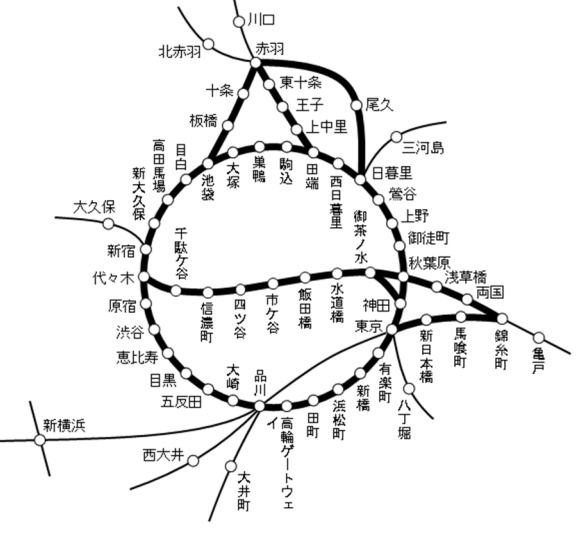
(注) 東京山手線内にある駅と大井町以遠(大森方面)、西大井以遠(武蔵小杉方面)、大久保以遠(東中野方面)、板橋以遠(十条方面)、上中里以遠(王子方面)、尾久以遠(赤羽方面)、三河島以遠(南千住方面)、浅草橋以遠(両国方面)、新日本橋以遠(馬喰町方面)又は八丁堀以遠(越中島方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道本線(新幹線)以外の線区を経由するものとして計算する。

II 当社と北海道旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の営業線を連続して乗車する場合

1 旅客運賃計算上の営業キロ等の計算方

東海道新幹線と東海道線は線路が異なるものとして営業キロ等を計算する。

新旧対照表

旧	新
旅客運賃・料金並びに運賃・料金の計算方法及び適用方法	旅客運賃・料金並びに運賃・料金の計算方法及び適用方法
(中略)	(中略)
I 当社線内のみを利用する場合	I 当社線内のみを利用する場合
(中略)	(中略)
第5 営業キロ等の計算方	第5 営業キロ等の計算方
(中略)	(中略)
3 特定区間における営業キロ等の計算方	3 特定区間における営業キロ等の計算方
(報告)	(報告)
(中略)	(中略)
(2) 次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。	(2) 次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。
	

旧

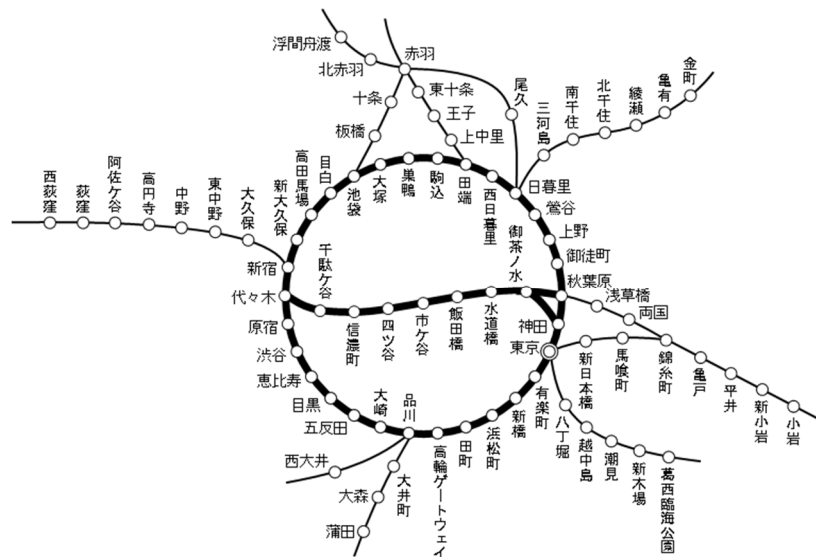
(注) 蘇我以遠(鎌取又は浜野方面)の各駅と第1号④に掲げるいずれかの経路を經由して上図の太線区間を大久保以遠(東中野方面)、三河島以遠(南千住方面)、川口以遠(西川口方面)又は北赤羽以遠(浮間舟渡方面)へ通過する場合の普通旅客運賃・料金は、外房線蘇我・千葉間、総武線千葉・錦糸町間及び上図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。

(中略)

- 4 特定都区市内にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方(認可)
次の各号の図に掲げる仙台市内、東京都区内、横浜・川崎市内にある駅と、当該各号に掲げる◎印の駅(以下「中心駅」という。)からの営業キロが200kmを超える鉄道区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ等によって計算する。

(中略)

(2) 東京都区内



新

(注) 東海道新幹線中東京・品川間は太線区間に含まない。

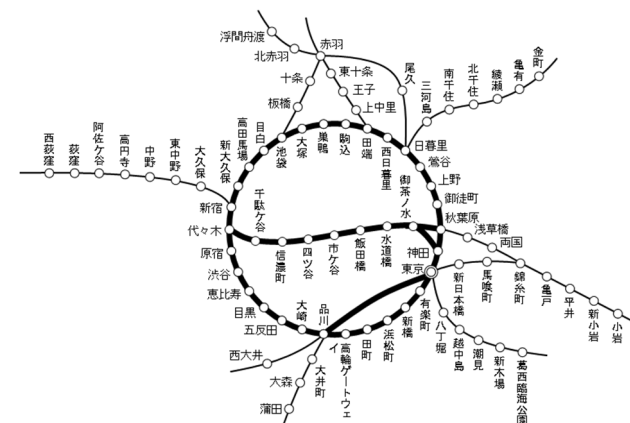
(注) 蘇我以遠(鎌取又は浜野方面)の各駅と第1号④に掲げるいずれかの経路を經由して上図の太線区間を大久保以遠(東中野方面)、三河島以遠(南千住方面)、川口以遠(西川口方面)又は北赤羽以遠(浮間舟渡方面)へ通過する場合の普通旅客運賃・料金は、外房線蘇我・千葉間、総武線千葉・錦糸町間及び上図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。

(中略)

- 4 特定都区市内にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方(認可)
次の各号の図に掲げる仙台市内、東京都区内、横浜・川崎市内にある駅と、当該各号に掲げる◎印の駅(以下「中心駅」という。)からの営業キロが200kmを超える鉄道区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ等によって計算する。

(中略)

(2) 東京都区内

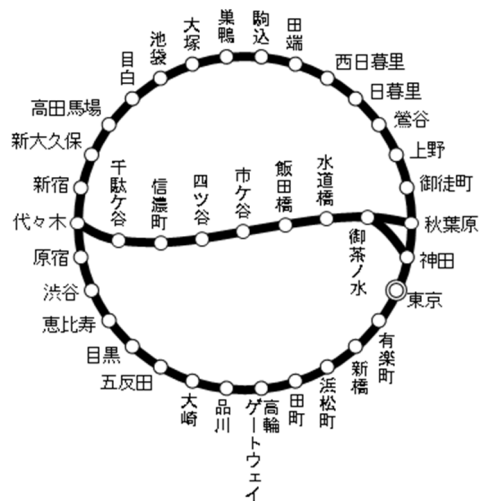


(注) 旅客運賃計算経路に東海道本線(新幹線)品川・新横浜間を含むときは、東京都区内にある駅と新横浜以遠(小田原、菊名又は小机方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道本線(新幹線)

旧

(中略)

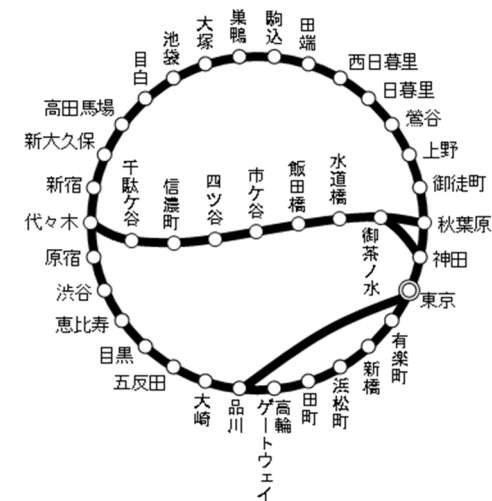
- 5 山手線内等にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方 (認可)
 次の図に掲げる山手線内にある駅と、東京駅からの営業キロが100kmを超え、200km以下の区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、東京駅を基点又は終点とした営業キロ等によって計算する。



新

(中略)

- 5 山手線内等にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方 (認可)
 次の図に掲げる山手線内にある駅と、東京駅からの営業キロが100kmを超え、200km以下の区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、東京駅を基点又は終点とした営業キロ等によって計算する。



線) 東京・品川間を経由するものとして計算する。

(注) 東京都区内にある駅と川崎以遠(鶴見又は尻手方面)、武蔵小杉以遠(新川崎、武蔵中原又は向河原方面)、吉祥寺以遠(三鷹方面)、戸田公園以遠(戸田方面)、川口以遠(西川口方面)、松戸以遠(北松戸方面)、市川以遠(本八幡方面)又は舞浜以遠(新浦安方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道本線(新幹線)以外の線区を経由するものとして計算する。

(注) 旅客運賃計算経路に東海道本線(新幹線)品川・新横浜間を含むときは、東京山手線内にある駅と新横浜以遠(小田原、菊名又は小机方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道新幹線東京・品川間を経由するものとして計算する。

旧	新
(中略) Ⅱ 当社と北海道旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の営業線を連続して乗車する場合の旅客運賃・料金の計算方法並びに適用方法 (中略) 2 旅客運賃計算上の営業キロ等の計算方 (認可) (1) 営業キロ又は運賃計算キロを用いて旅客運賃を計算する場合は、次の各号により各会社の営業キロ等を通算して計算する。 ① 営業キロ等は、同一方向に連続する場合に限り通算する。 ② 通過連絡を行う社線が中間に介在する場合、前後の区間の営業キロ等を通算する。 (2) 旅客運賃を計算する場合、計算経路が環状線一周となる時又は一部若しくは全部が復乗となる時は、環状線一周となる駅又は折り返しとなる駅の前後の区間の営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。 <u>③ 新幹線と新幹線以外の線区において旅客運賃を計算する場合は、次の各号により営業キロ等を計算する。</u> <u>① 東海道新幹線と東海道線とは同一の線路として取扱いをする。</u> <u>② 別に定める区間内の駅を発駅若しくは着駅又は接続駅とする場合は、線路が異なるものとして取扱いをする。</u> (以下省略)	(注) <u>東京山手線内にある駅と大井町以遠(大森方面)、西大井以遠(武蔵小杉方面)、大久保以遠(東中野方面)、板橋以遠(十条方面)、上中里以遠(王子方面)、尾久以遠(赤羽方面)、三河島以遠(南千住方面)、浅草橋以遠(両国方面)、新日本橋以遠(馬喰町方面)又は八丁堀以遠(越中島方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道本線(新幹線)以外の線区を経由するものとして計算する。</u> (中略) Ⅱ 当社と北海道旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の営業線を連続して乗車する場合の旅客運賃・料金の計算方法並びに適用方法 (中略) 2 旅客運賃計算上の営業キロ等の計算方 (認可) (1) 営業キロ又は運賃計算キロを用いて旅客運賃を計算する場合は、次の各号により各会社の営業キロ等を通算して計算する。 ① 営業キロ等は、同一方向に連続する場合に限り通算する。 ② 通過連絡を行う社線が中間に介在する場合、前後の区間の営業キロ等を通算する。 (2) 旅客運賃を計算する場合、計算経路が環状線一周となる時又は一部若しくは全部が復乗となる時は、環状線一周となる駅又は折り返しとなる駅の前後の区間の営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。 <u>③ 東海道新幹線と東海道線は線路が異なるものとして営業キロ等を計算する。</u> (以下省略)

収入原価総括表

(単位：百万円、%)

科目		5年度 (実績)	6年度 (推定)	7年度 (推定)	平年度 3年間合計 (令和8～10年度) (推定)		増収額c b-a	増収率d $c \div a \times 100$
					現行 a	申請 b		
収入	旅客運賃収入	1,348,735	1,372,011	1,382,674	4,205,211	4,482,558	277,347	6.6
	定期外	928,419	947,509	955,131	2,914,608	3,080,199	165,591	5.7
	定期	420,317	424,501	427,543	1,290,603	1,402,359	111,756	8.7
	特別急行料金等収入	331,213	345,158	355,011	1,090,263	1,077,289	▲12,975	▲1.2
	運輸雑収等	171,535	160,932	160,958	482,684	482,684	0	0.0
	小計	1,851,484	1,878,101	1,898,642	5,778,159	6,042,531	264,372	4.6
	営業外収入	21,841	20,763	20,464	61,391	61,391	0	0.0
合計		1,873,325	1,898,863	1,919,106	5,839,549	6,103,921	264,372	4.5
原価	適正コスト	611,199	641,871	657,523	2,060,971	2,060,971		
	その他人件費、経費等	348,653	357,405	364,641	1,077,843	1,077,843		
	動力費	106,132	111,112	111,831	338,440	338,440		
	賃借料	51,589	53,034	54,201	169,193	169,193		
	固定資産除却費	64,141	65,021	74,607	210,089	210,089		
	引当金繰入額・取崩額	24,000	24,000	24,000	72,000	72,000		
	研究開発費	19,293	20,498	20,641	60,662	60,662		
	諸税	96,353	97,181	101,047	322,136	322,136		
	減価償却費	298,848	305,589	309,754	989,068	989,068		
	小計	1,620,207	1,675,710	1,718,245	5,300,401	5,300,401		
	雑支出	7,006	6,646	6,646	19,938	19,938		
	法人税等	56,276	59,329	60,202	185,161	185,161		
	小計	1,683,489	1,741,685	1,785,092	5,505,500	5,505,500		
	事業報酬	180,708	182,736	184,724	564,552	564,552		
	特別損失	14,349	14,349	14,349	43,048	43,048		
	合計	1,878,546	1,938,770	1,984,165	6,113,100	6,113,100		
差引損益		▲5,221	▲39,907	▲65,059	▲273,550	▲9,178		
収支率		99.7	97.9	96.7	95.5	99.8		

(注) 端数整理のため計が合わない場合がある。